

和歌山県告示第362号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年5月7日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,009,280kWh

(2) 契約期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間（令和7年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和7年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年5月7日（水）から同月21日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）18物品調達（小分類）1物品販売」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、
- (1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年5月7日（水）から同月14日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (5) (4) の質問に対する回答は、令和7年5月20日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年5月12日（月）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和7年5月30日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、令和7年6月6日（金）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、令和7年6月13日（金）までに書面により回答するものとする。

- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

競争入札参加資格申請に関する資料

和歌山県立こころの医療センターに係る電力調達のための一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次の事項に留意のうえ競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類を提出してください。

1 競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達業務の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,009,280kWh

(2) 契約期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

2 提出書類の留意事項

資格審査を受けようとする者は、次の各号に注意して書類を提出してください。

(1) 全ての提出書類は、本社（本店）名で申請してください。また、コンソーシアムは、必ず名称を記入してください。各様式については、単体用又はコンソーシアム用の2種類がありますので、注意してください。

(2) 「商号又は名称」は、個人営業で屋号等があれば屋号（名称）も記載してください。

(3) 記入には黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し楷書で鮮明に記入してください。

また、ゴム印あるいはワープロ等を使用しての作成も可とします。

(4) 訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印（申請者の実印）を押印の上、その上段に、訂正後の字句等を記入してください。ただし、申請者の委任状を持参した場合には、代理人の訂正印により字句等を訂正することもできます。

(5) 業務状況調書（別記第2号様式）は、(2の1)と電気供給に係る契約実績（2の2）とします。

なお、コンソーシアムの代表者は、小売電気事業者の登録者を代表として記入してください。

※コンソーシアムの要件については、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページにある和歌山県電力調達に係るコンソーシアムの取扱要綱を参照。

(6) 電気供給に係る契約実績（2の2）は、原則として各年度で最も高額な契約から1契約以上記載し、かつ1年間の供給実績が確認できるようにすること。

(7) 業務状況調書（別記第2号様式）「経営規模」欄の「支社（店）」欄は、県外に本社・本店を有する者で、別記第4号様式の委任状を提出して支社・支店・営業所等の長に本業務に関し県との取引の一切の権限を委任する場合のみ記入してください。

(8) 誓約書（別記第3号様式）の記入にあたっては、記載内容を熟読してください。

(9) 委任状（別記第4号様式）の記入にあたっては、次の事項に注意してください。

ア 県外に本店・本社を有する者で、支社・支店・営業所等の長に本業務に関し県と

の取引の一切の権限を委任する場合とします。

イ 選任することができる代理人は1名のみとします。

ウ 代理人の権限については、委任状に記載しているとおりとし、委任期間は申請日から参加資格の有効期間までとします。

(10) 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1）は、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年4月1日策定）に基づくものとします。同報告書には、算出根拠となる資料、並びに必要なに応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。

(11) コンソーシアムは、構成員表（別記第7号様式）に構成員全員を記入し、提出してください。

3 提出部数及び製本方法

(1) 資格審査申請書類の提出部数については、正1部とします。なお、資格審査申請書類は、返却しません。

(2) 綴じ紐やファイルに綴じることなく、ダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないように提出してください。

4 資格審査申請書類に対する質問の受付及び回答

(1) 書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。担当者名を記入してください。

(2) 書面は、持参、郵送又はファクシミリとし、電子メールは不可とします。なお、郵送又はファクシミリで送付した場合には、その旨電話連絡をしてください。

(3) 回答については、和歌山県こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表します。ただし、その内容が軽微なもの又は質問者の事業活動に支障があるものについては、こころの医療センター事務局総務課の担当者の口頭による回答のみとします。

5 資格審査の結果の通知

(1) 競争入札参加資格結果通知書は、その後の入札において必要です。また、再発行しませんので大切に保管してください。

(2) 競争入札参加資格結果通知書が通知期限を過ぎても郵送されない場合には、配布場所へ問合せてください。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 理由について説明を求める書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。担当者名を記入してください。

(2) 理由について説明を求める書面は、持参又は書留とします。ファクシミリ、電子メール等は、不可とします。

7 その他の留意事項

(1) 申請事項に変更があった場合

資格審査申請書の提出後に次に掲げる事項に変更があった場合及び営業を休止し、又は廃止したときは競争入札参加資格審査申請事項変更届（別記第 6 号様式）により速やかにその旨を届けてください。

ア 営業規模を著しく変更したとき

イ 商号又は名称を変更したとき

ウ 本店又は営業所等の所在地を変更したとき

エ 入札参加資格者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき

オ 代理人を変更したとき

（2）受付に際して必要となる添付書類のうち、一つでも不足があれば受理しないので、十分確認のうえ提出してください。

（3）資格審査申請書類及び変更届の作成及び申請に関する費用は、申請者の負担とします。

和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針

1 目的

本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済とが両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

2 定義

本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

3 対象組織等

本方針は、本県の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

4 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ①二酸化炭素排出係数
- ②未利用エネルギーの活用状況
- ③再生可能エネルギーの導入状況
- ④「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」

5 入札参加資格の要件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示していること。
- (2) 上記4に定める環境評価項目について、別表「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した評価点の合計が70点以上であること。

6 評価

- (1) 本県が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、上記4に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を別記様式「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載の上、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。
- (2) 電力調達を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長は、電気事業者から提出された別記様式の内容を確認し、その評価点を判定する。

7 事務処理

本方針に係る事務処理等は、発注所属において行うものとする。

附 則

この方針は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この方針は、令和 2 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準

	項目	区分				配点
評価項目	① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh） （注1）	0.000	以上	0.375	未満	70
		0.375	以上	0.400	未満	65
		0.400	以上	0.425	未満	60
		0.425	以上	0.450	未満	55
		0.450	以上	0.475	未満	50
		0.475	以上	0.500	未満	45
		0.500	以上	0.520	未満	40
	② 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（注2）	0.675	%以上			10
		0	%超	0.675	%未満	5
		活用していない				0
	③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（注3）	15.00	%以上			20
		8.00	%以上	15.00	%未満	15
		3.00	%以上	8.00	%未満	10
		0	%超	3.00	%未満	5
		活用していない				0
	④ ・需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組 ・地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組（注4）	取り組んでいる				5
		取り組んでいない				0

注1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されているもの又は小売電気事業者により算定されている最新の調整後排出係数を用いることとする。

注2

- （1）未利用エネルギーの活用状況とは、①令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を②令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

（算定式）未利用エネルギーの活用状況（%）＝①÷②×100

- （2）未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

- （3）未利用エネルギーによる発電を行う場合において、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃するときは、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明

する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注 3

- (1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次に掲げる再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を令和 5 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。

- ① 令和 5 年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量 (送電端 (kWh))
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (令和 5 年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (令和 5 年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (令和 5 年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量 (kWh)

(算定式) 再生エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

※⑥は、令和 5 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) をいう。

- (2) 再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。)において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満に限る。ただし、揚水発電を除く。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気を除く。

注 4

「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」の具体的な評価内容の例としては、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」、「電力使用抑制に協力した場合の経済的な優遇措置の実施」、「地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定」、「発電所の指定が可能な再エネ電力メニューの設定」等が考えられる。

なお、本項目は、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであるため、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象としない。